

GX政策の最新動向について

株式会社ウェストボックス

CONTENTS

目次

01 GX政策の目的と排出量取引制度の役割

02 排出量取引制度（GX-ETS）での
カーボンのクレジットの扱い

03 企業の自主的な取り組みについて

会社名	株式会社ウェストボックス
設立	2006年2月2日
拠点	本社：愛知県名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル16F TEL：052-265-5902 支社：東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル3階 0 Club内
資本金	2億2100万円 ※資本準備金含む（2023年4月時点）
代表取締役	鈴木修一郎
従業員数	40名
事業内容	気候変動を中心とした環境コンサルティングサービス ・国際規格に対応した情報開示支援 ・製品カーボンフットプリント算定事業 ・クレジット・環境価値創出評価事業 ・セミナーや講演会の実施 等
主要株主	鈴木修一郎（創業者） ENEOSイノベーションパートナーズ合同会社 三井住友信託銀行株式会社 NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社 みずほキャピタル株式会社 株式会社りそなホールディングス あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 株式会社NTTデータ TOPPANエッジ株式会社



強みその1

業界のパイオニアとしての多業種にわたる豊富な支援実績

弊社が創業したのは2006年。昨今のように、世の中の環境意識が高まる前でした。創業以来15年以上にわたって気候変動問題に取り組み続け、カーボンフットプリントやScope1,2,3算定、CDP回答支援など、業界に先駆けたサービスを数多く提供してきました。

とりわけ「CO₂見える化」に関しては幅広い業種において国内随一の実績を有し、「組織単位」「プロダクト」「プロジェクト」の各側面から、企業のあらゆるニーズに対応したサービスをご提供します。

東証プライム
取引先企業数

250 社以上

GHGプロトコルに基づく
排出量算定

200 件以上

SBT認定
取得支援

50 件以上
※通常版SBTのみ

カーボンフット
プリント算定

1500 品目以上

CDP質問書
回答支援

年間 **70** 件以上

クレジット
創出支援

100 件以上

※数値は2023年10月時点

ウェイストボックスでは、大きく3つの枠でサービスを提供しています。



組織の排出量把握・情報開示支援事業（組織単位）

ウェイストボックスでは、サプライチェーン排出量の把握、削減目標の設定、削減活動の実施、取り組みの情報開示を含む、カーボンマネジメントサイクルを回すことが重要と考えており、それぞれのステップに対応したサービスを提供しています。



製品単位の環境影響評価事業（製品カーボン・フットプリント、LCA等）

商品・サービス毎の環境負荷に関する評価やCFP(カーボンフットプリント)の算出を行います。また、自社の商品・サービスの付加価値向上を目的としたカーボン・オフセット認証取得など、個別商品、サービスやイベントに関する算定・認証を支援します。



環境価値創出事業（プロジェクト単位）

目的・用途に応じて最適な再エネ証書とクレジットの調達と販売を行います。また、クレジット創出のためのプロジェクト登録やモニタリング報告の支援など、クレジット化に向けてトータルでサポートします。



アドバイザリー

環境分野全般のご相談対応やアドバイスなどを行います。



GX政策の目的と排出量取引制度の役割

改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

2023年5月にGX推進法が成立し、「GXリーグ」等の取り組みが進められてきた。その結果を受けて、2025年5月に、2026年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正GX推進法が成立した。

①制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

②移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

③排出枠の保有義務

- ①排出枠の割当ての申請
 - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
 - 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。
- ②排出量の算定・報告
 - 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。
- ③排出枠の保有
 - 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- ④不履行時の扱い
 - 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

④価格安定化措置

- 政府は、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。
- 一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

⑤排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進機構が市場を設置・運営することとする。
- 制度対象者に加え、①カーボנקレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や、②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認める。

GXリーグ活動概要

2020年	10月 12月	2050年カーボンニュートラル宣言 グリーン成長戦略 →「 成長に資するカーボンプライシング 」の検討」指示あり
2021年	2月 8月 12月	経産省研究会で議論開始 「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」 中間整理 →カーボンクレジット市場の創設と C Nトップリング構想（仮称） を提言 研究会として「GXリーグ基本構想案」を提言
2022年	2月 6月 7月 9月 12月	「GXリーグ基本構想」発表 （→ 440社からの賛同） 2022年度の活動（準備期間）キックオフ →「未来像」とルールメイキングWGを順次開始 官邸→「GX実行会議」設置 GX ETS 議論開始 官邸→「成長志向型CP構想」含めた「GX基本方針」とりまとめ
2023年	2月10日 4月以降	「GX基本方針」と「GX推進法案」を閣議決定 「GXリーグ」本格的な活動を開始

①
自主的な
排出量取引
(GX-ETS)
実践

参画企業が自ら目標を掲げて、GX投資とGHG削減及び社会 対 しての開示を
実践する場です。

②
市場創造の
ためのルー
ル形成
共創

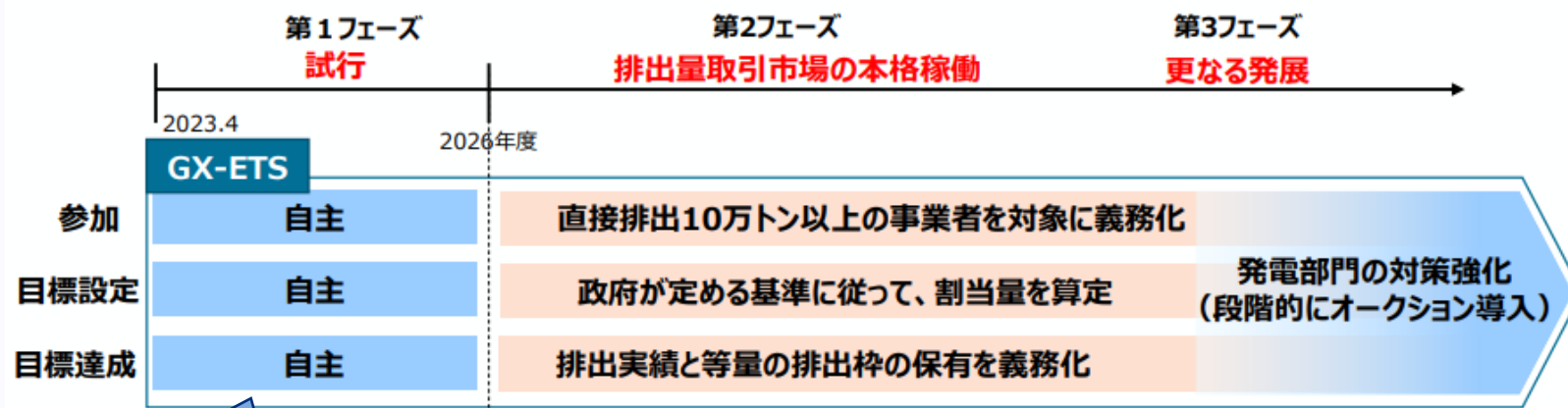
③
ビジネス
機会の創発
対話

④
GXスタジオ
交流

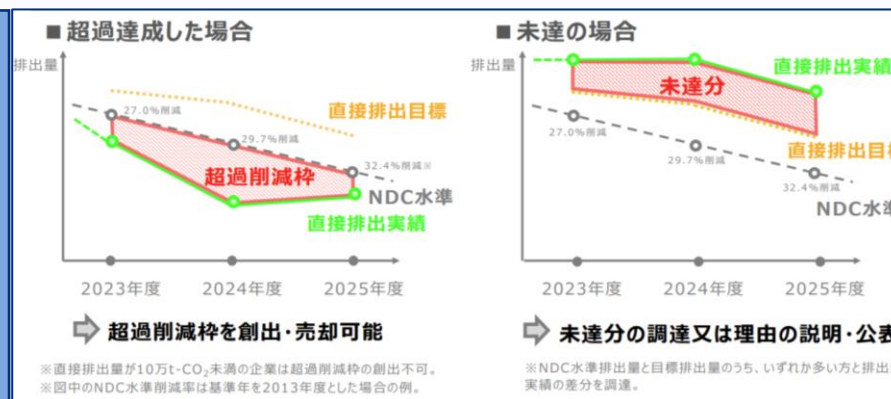
排出量取引制度の段階的发展について

- 2023年度より、カーボンニュートラルに向けて野心的に取り組む企業が参加する「GXリーグ」において、自主的な排出量取引制度を試行。日本の温室効果ガス排出量の5割超を占める企業が参加。
- GXリーグにおける試行的取組の成果を踏まえ、**2026年度より、排出量取引を義務化**。

<GX-ETSの段階的发展のイメージ>



- 直近年度から直接・間接排出量の総量が減少し、かつ直接排出量がNDC水準を下回る場合、その分の削減価値を「超過削減枠」として売却可能
- 目標未達の場合、超過削減枠やカーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明



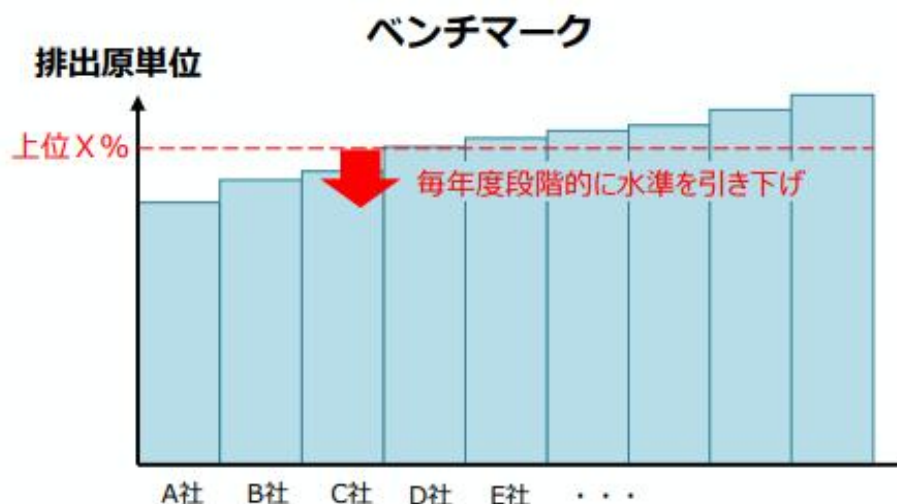
ベースとなる基準活動量・基準排出量について

- 排出量や活動量は経済活動の変動等の影響を受けるため、**年度によってばらつきが生じ得る。**
- こうしたばらつきの影響を緩和するためには、**基準活動量・排出量を複数年度の平均とすることが望ましい。**
- 諸外国制度においては、3～5か年の平均値等を基準としているが、算定対象期間が長期に渡るほど企業における**データ収集のためのコストが増加することや、GX-ETS第1フェーズにおける制度の実施期間（2023-2025）において、多くの企業が排出量の算定・検証を行っていることを踏まえ、制度対象となる直前の3か年度（2026年度から対象となる場合は2023-2025）を基準とする。**

EU-ETS	K-ETS
過去5か年（※）平均 / 中央値 ※フェーズ毎の基準期間は以下の通り。 第4フェーズ（2021-2025）：2014年-2018年 第4.5フェーズ（2026-2030）：2019年-2023年の中央値	過去3か年（※）平均 ※各計画期間の開始4年前から3年間。

ベンチマークとグランドファザリング

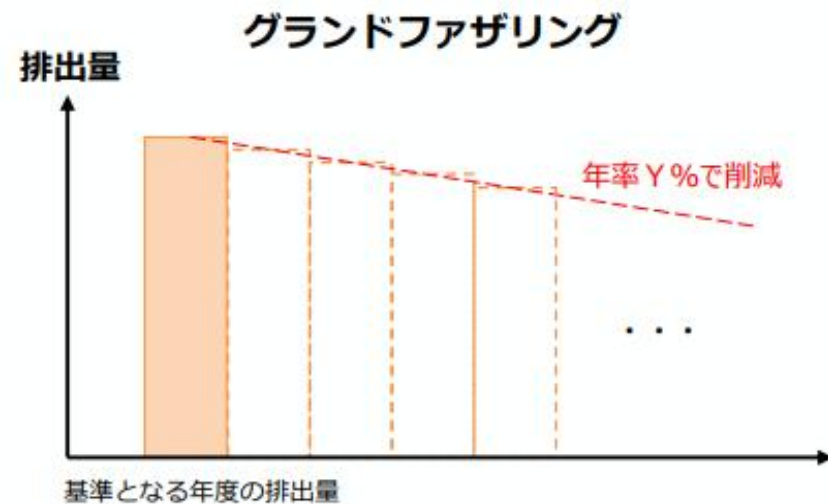
- 特に業種特性を考慮する必要性の高い**エネルギー多消費分野等**を中心に**ベンチマーク**を定め、これに基づいて企業ごとの割当量を決定。
- **ベンチマーク**の水準は、業種ごとに、各社の製品生産量あたりの排出原単位を比較し、同業種内の上位X%に相当する水準としてそれぞれ定めることで、**業種ごとの代替技術の導入状況等を考慮する**。
- **ベンチマークの設定が困難な業種**については、**基準となる年度の排出量に一定の削減率を乗じるグランドファザリング方式**によって割当量を決定。



- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

※上位〇%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。



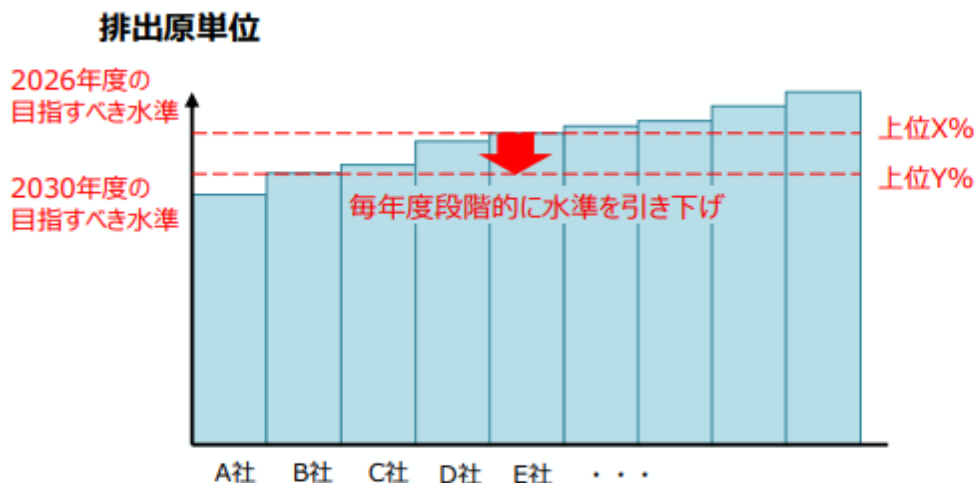
- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均）に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率} \times \text{基準からの経過年数})$$

ベンチマークによる割当の考え方

基準活動量を制度対象となる直前の3年度として原則固定したうえで、これに乗じるベンチマークの水準を毎年度段階的に引き下げていくことで、ベンチマーク対象事業者に対しても、グランドファザリング同様に、排出削減に向けた着実な取組を促していく。

目指すべき排出原単位の水準（BM）



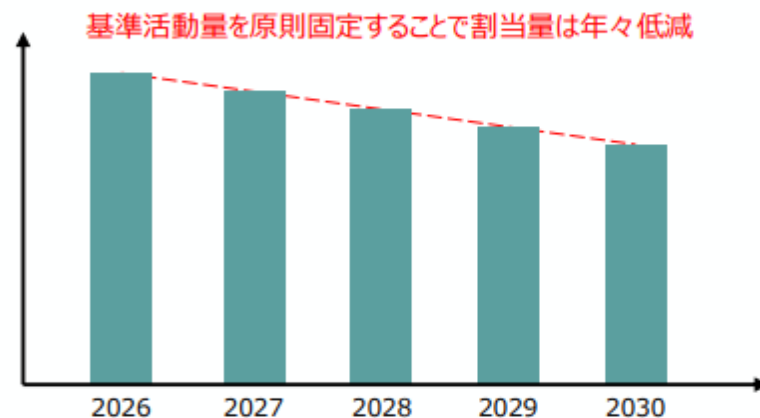
上位X%水準：2.0 t-CO₂/t、上位Y%水準：1.80t-CO₂/tとした場合の例

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
BM t-CO ₂ /t	2.0	1.95	1.90	1.85	1.80

※ 足下の各社の原単位実績に基づき、5年程度先までBM水準を設定。

割当量

割当量



基準活動量×各年度の目指すべき排出原単位（BM）

原則、制度対象となる直前の3年度平均で固定

ベンチマークによる割当の考え方

ベンチマークによる割当については、現在経済産業省にて、個別のワーキンググループが設置され、各業界団体から、ベンチマークによる割当についてヒアリングを実施している。このヒアリングによって、各業界の特性や削減難易度等を考慮した制度設計になり、削減活動につながるように議論されている。

業界団体（抜粋）	要望・意見等
石油連盟	➤ 諸外国と比較しても省エネルギー化が進んでいる。 ➤ 活動量の増減に対する配慮や、柔軟性措置といった配慮が必要。
石油化学工業協会	➤ CCUS導入によるCO2削減効果については排出量をマイナスカウントする措置の検討を要請 ➤ ライフサイクル全体でのCO2削減効果を反映する制度設計を要望
日本製紙連合会	➤ 事業者の品種構成による原単位差への配慮 ➤ 自家発比率が高いこと及び非化石比率が高いことへの配慮
石油精製業	➤ 石油精製業の複雑なプロセス特性への配慮 ➤ 日本の製油所特性を反映した活動量・補正係数設定 ➤ 公平な割当制度の設計
ナフサクラッカー 及び有機化学品	➤ 製造プロセスの複雑さ・多様性を踏まえたベンチマーク策定 ➤ 公平性確保のための補正と割当量算定方法 ➤ 有機化学品のベンチマーク設定に関する考慮
紙・板紙	➤ 品種・製品構成の違いを踏まえたベンチマーク策定 ➤ 品種構成による補正係数を活用した割当量の調整 ➤ 直接排出・間接排出量の扱いに関する継続的検討

割当におけるその他の勘案事項

- GX推進法に基づく「政府指針」において、産業分野別に割当量の算定方法を提示していく。
- ベンチマークやグランドファザリングを基礎としつつ、過去の削減努力や、リーケージリスク、足下で削減効果が発現しない研究開発のための投資額に応じて割当量を調整する仕組みとする。

業種別の基準

多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準（※1））
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×（1－目指すべき削減率（※1））

+

その他の勘案事項

①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、制度開始以前（※2）に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、カーボンリーケージ業種（※3）に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

※1具体的な水準については法案成立後に検討。そのうえで、フェーズ期間中においても、炭素価格の状況等も踏まえて、見直しを行うことも検討。

※2過去のどの時点まで遡るかは執行可能性等も踏まえて検討。

※3カーボンリーケージ業種の定義については諸外国制度も参考としながら今後検討。



排出量取引制度（GX-ETS）での カーボンクレジットの扱い

カーボン・クレジットの使用上限（海外のケース）

- カーボン・クレジットは、**制度対象外の幅広い主体も含めた排出削減の促進**や、**除去・吸収の先行的な取組を制度上評価**する観点から重要である一方、**排出枠の需給に影響を与え、適切な価格形成を妨げる**との指摘もある。
- **諸外国**では、排出枠の需給への影響を抑制する観点から、制度対象者による使用量に上限を設定。上限の水準は、多くの制度において**5%～10%程度の水準に設定**され、**一定期間ごとに見直し**が行われている。
- 我が国においても、こうした諸外国の事例を参照しつつ、**国内でのカーボンクレジットの取引の状況等を踏まえ、制度上の扱いについて検討**が必要。

国・地域	利用可能なクレジット		使用上限等
	国内	海外	
EU	×	×	- Phase1よりクレジット活用可能。Phase2は国別に使用上限あり。 - Phase3よりEU全体の使用上限を導入（Phase2～3のクレジット使用量の上限をPhase2の割当量の11%とする。） - Phase4より外部クレジットの活用不可に見直し。 - 排出量取引における除去・隔離の取扱いの可能性について検討中。
米・加州	○	×	- 償却すべき量に対して、以下の範囲内でクレジットの活用が可能。 2013 - 2020 : 償却量の8% 2021 - 2025 : 償却量の4% 2026 - : 償却量の6%
韓国	○	○	- 償却すべき量に対して、以下の範囲内でクレジットの活用が可能。 2015 - 2020 : 償却量の10% 2021 - 2025 : 償却量の5%

GX-ETSとクレジットの関係

- GX-ETS（排出量取引制度）は企業に排出削減義務を課し、“クレジット”は柔軟な対応手段。
- クレジットの利用により自社の排出枠超過分を補てんできる。
- **GX-ETSではJクレジット・JCMクレジットが利用対象。**
- クレジットについては、排出枠同様取引を通じて義務履行を可能とする手段であり、両者を同等に扱う観点から、制度対象（直接排出10万トン以上であるか）の判定や、基準排出量・ベンチマーク水準を算定する際の排出量については、クレジット無効化量を控除しない。
- CCUSや森林吸収については、SHK制度における議論の状況や、第三者による検証の手続の整備状況も踏まえて、本制度における扱いについて将来的に検討していく。

GX-ETSで使えるクレジットの種類と上限（案）

- **使用できるのはJクレジット・JCMクレジットのみ**
- ボランタリークレジット等は対象外
- 排出枠の10%までクレジットで充当可能（例：年間10万tCO₂の排出義務なら最大1万t分）

クレジット需給・価格への影響

- ここ1年間、東証のカーボン・クレジット市場においては、省エネ・再エネクレジットは値上がり傾向にある。
- GX-ETS義務化でクレジット需要が増加し、在庫がひっ迫した場合、クレジット価格はさらに上昇する可能性はある。
- これまで創出されたクレジットに対して無効化・償却量は50%程度（次頁参照）。
- 2024年度では創出量は172万t-CO₂に対して、償却量は44万t-CO₂であり、単年度でみても全体としては余っている状況（次頁参照）。
- この在庫量に対してどの程度の需要が発生するかによって価格が変わってくる。
- また、JCMについても、政府は2030年までに1億トン、2040年までに2億トンの創出を目指している。

省エネ



再エネ電力



クレジット需給・価格への影響

新NDC及び新温暖化対策計画におけるJCMの位置づけ JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

- 日本は、JCMの活用により、**2030年度までに1億トン、2040年度までに2億トン**の累積の排出削減・吸収量の実現を目指す。

【参考】改定地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 二国間クレジット制度（JCM）

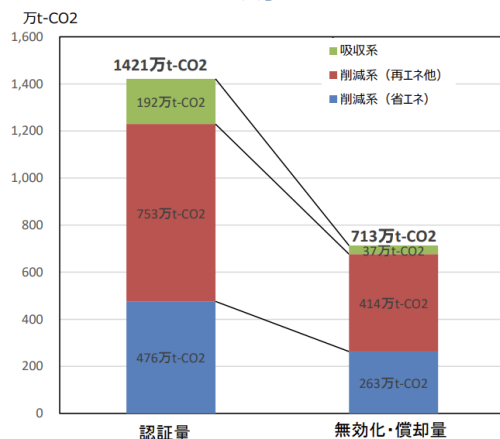
グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このような取組を通じ、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**

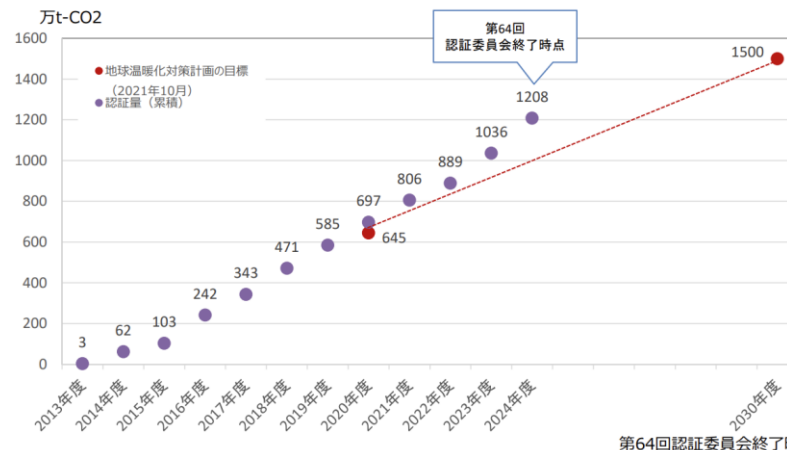
【J-クレジット】

出典：二国間クレジット制度（JCM）の概要と最新動向（2025年9月）

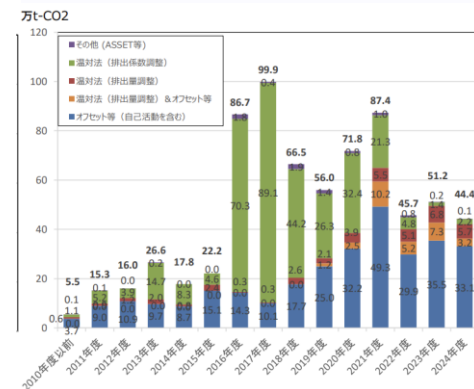
▼認証量と無効化・償却量



▼認証量と目標



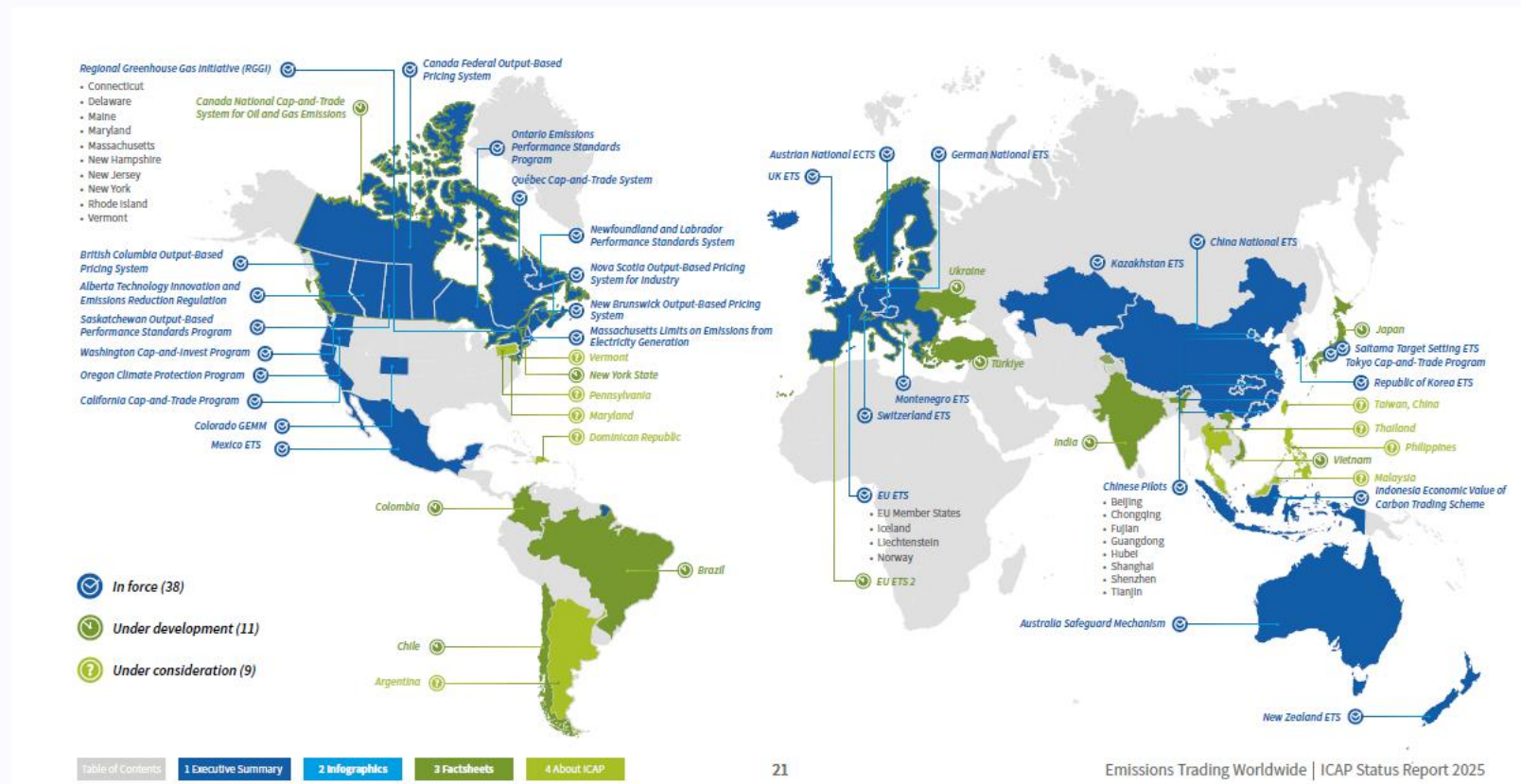
▼目的別 無効化・償却量の推移



出典：J-クレジット制度事務局「J-クレジット制度について（データ集）」（2025年5月）

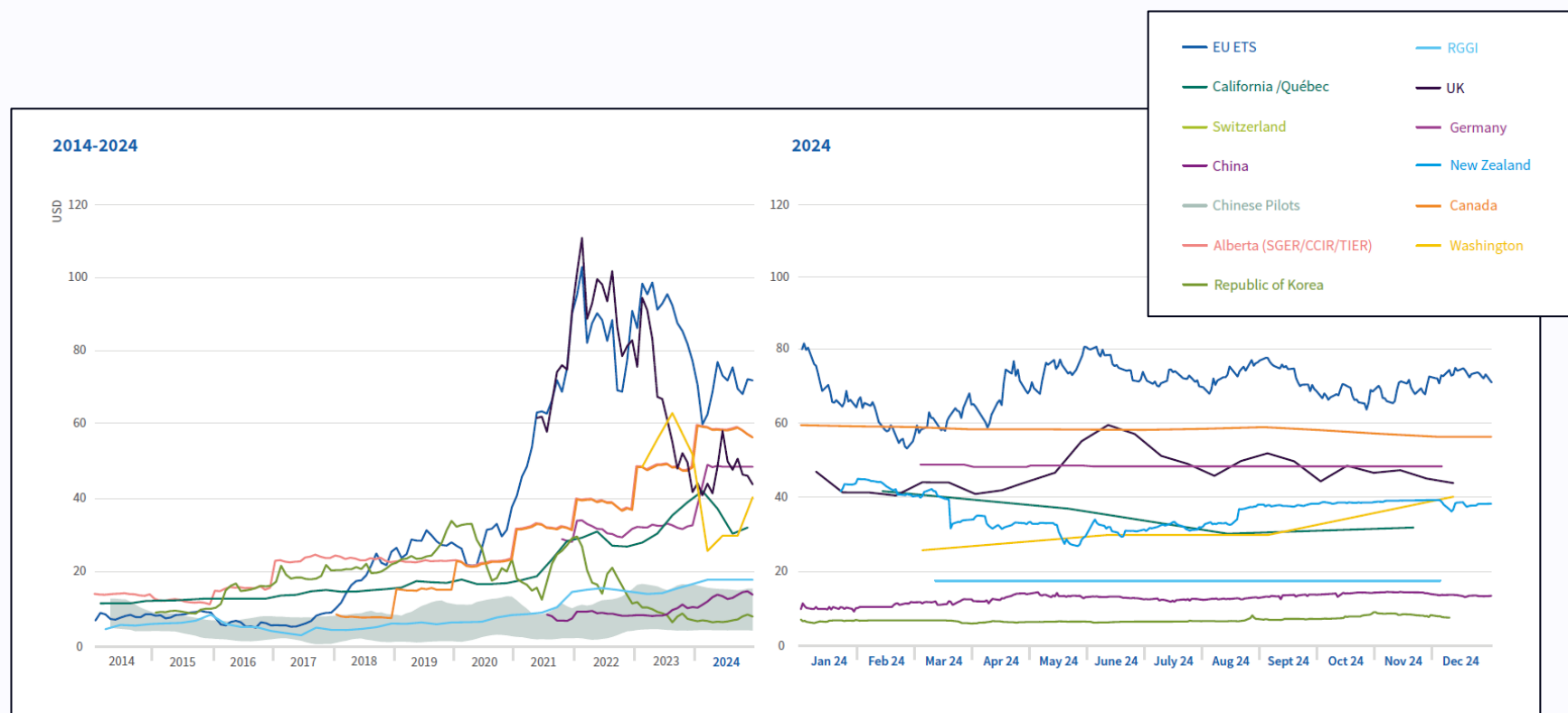
世界における排出量取引の現状

- 2025年1月時点で稼働中のETSは38制度（11制度が検討中）。
- 日本全体では検討中となっているが、東京と埼玉ではETS制度が運用中である。
- 世界的にみると、ベンチマーク方式（EU）及びベンチマークとグランドファザリング方式併用が多い。



世界における排出量取引の現状

- 2024年度のEUETSの平均価格は約70 \$ /t-CO₂程度、最安の韓国では約7.5 \$ /t-CO₂程度。
- 2021年ごろのEUETSの価格高騰は、ロシアからのガス供給制限等により天然ガスの価格が高騰し、石炭発電への回帰等が進んだことで、多くの排出枠が必要となったためである。
- その後は排出枠の一部取り崩し等の影響で価格が安定した。



An aerial photograph of a dense, lush green forest. The canopy is thick with various shades of green, and wisps of white mist or smoke are rising from the trees, particularly on the right side of the image. The overall atmosphere is serene and natural.

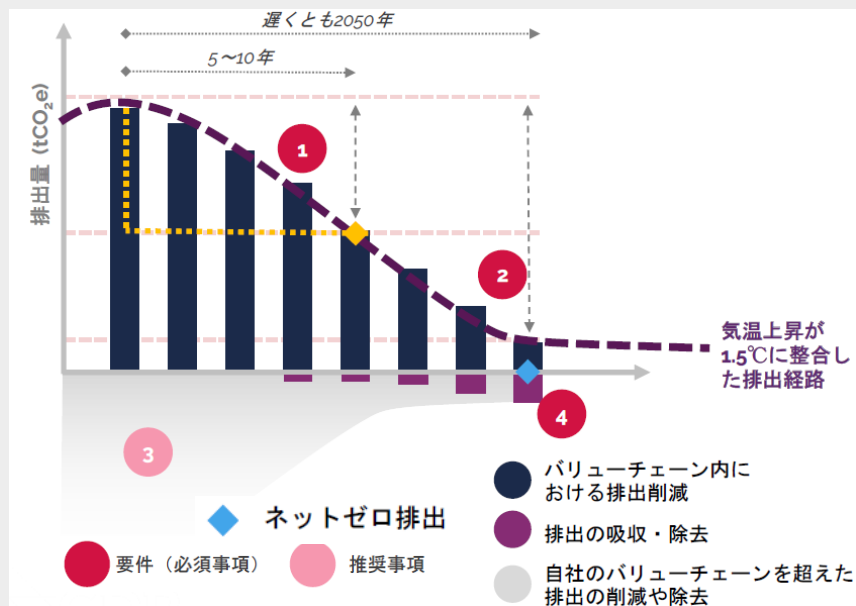
企業の自主的な取り組みについて

04 ネットゼロ目標の詳細 (7.54.3)

中和予定の企業は7割近く。一方、BVCM予定の企業は2割に留まる

中和とBVCMとは

- 4 中和 (Neutralization)**
企業が大気中から炭素を除去し、永久に貯蔵することで、削減されずに残っている排出の影響を相殺するためにとる措置
- 3 BVCM (Beyond value chain mitigation : バリューチェーンを超えた緩和)**
企業のバリューチェーンの外に位置する緩和行動や投資

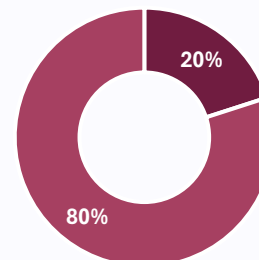
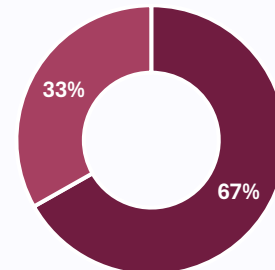


出典：CDPジャパン「2023年CDP気候変動質問書回答に向けて(補助資料)」

7.54.3 ネットゼロ目標の詳細を記入してください

ネットゼロ目標あり企業のうち
残余排出量を中和予定

67%

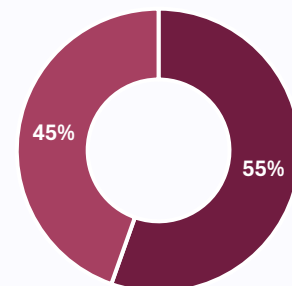


ネットゼロ目標あり企業の
うちBVCMの計画あり

20%

ネットゼロ目標あり企業の
うち中和やBVCMに炭素
クレジットを利用予定

55%



n = 646 (ネットゼロ目標回答企業数)

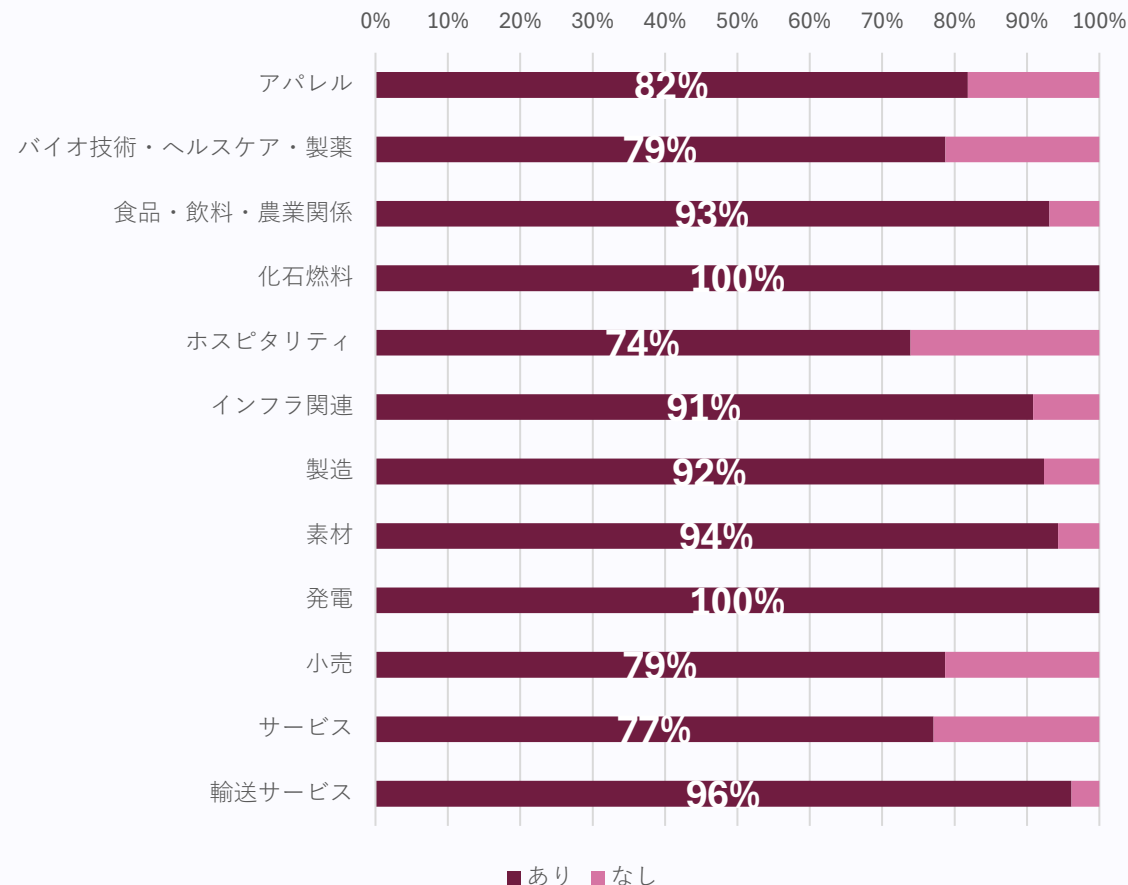
An aerial photograph of a dense, lush green forest. The canopy is thick with various shades of green, and wisps of white mist or smoke are rising from the trees, particularly on the right side of the image. The text '参考資料' is centered in the middle of the image.

参考資料

01 排出削減目標設定状況（7.53）

！ 回答企業の87%が排出削減目標を設定。セクターごとに多少ばらつきはあるが全セクターで7割を超える

▶7.53 報告年に有効な排出量目標はありましたか。



排出削減
目標あり

87%
1,167社

- セクター別では、化石燃料、発電100%、続いて輸送サービス96%、素材94%、食品・飲料・農業関係93%、製造92%、インフラ関連91%が特に高いが、他のセクターでも7割を超える
- 目標種類としては、総量目標が多い。1,167社のうち1,072社が総量目標あり（他の目標との複数回答も含む）

回答企業のうち「総量目標」「原単位目標」「ポートフォリオ目標」いずれかの目標を設定している企業
n = 1341（回答企業数）

02 SBTi認定取得状況（7.53.1、7.53.2）

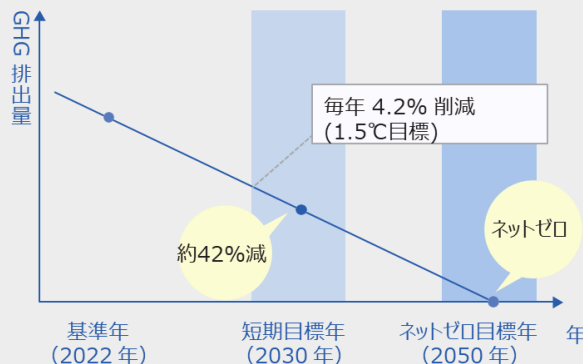
排出削減目標がある企業のうちSBTi認定目標がある企業は、総量目標では224社(21%)、原単位目標では17社(7%)

SBT（Science Based Targets）とは？

産業革命時期比の気温上昇を2℃を十分に下回り1.5℃に抑えるために、気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した中長期の削減目標。

2030年付近までの約半減を宣言する**短期目標**と、2050年以前までのネットゼロを宣言する**ネットゼロ目標**がある。

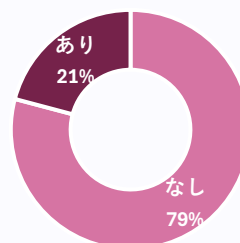
SBTiインシヤティブが企業の目標を審査し認定を与えている。



日本企業の認定数は年々倍増ペースで2025年1月末時点の累計認定数1,435社（うち中小企業1,165社）

出典：環境省・経済産業省・農林水産省
グリーンバリューチェーンプラットフォーム

▶7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください



n = 1072
(総量目標回答企業数)

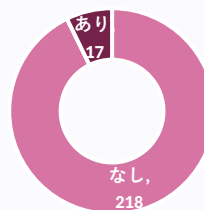
224社

総量目標あり企業のうち
SBTi認定目標あり

審査中 41社

認定数多いセクターは
製造82社
サービス46社
インフラ34社
素材20社

▶7.53.2 排出の原単位目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください。



n = 235
(原単位目標回答企業数)

17社

原単位目標あり企業の
うちSBTi認定目標あり

審査中 3社

認定数多いセクターは、
製造8社
サービス・素材・
運輸2社

SBTi認定目標あり企業の気候移行計画設定状況 - 8割を超える企業が気候移行計画あり

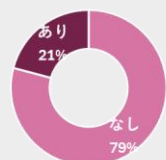
気候移行計画とは？

「組織が既存の資産、運用、およびビジネスモデル全体を、最新かつ最も野心的な気候科学の推奨事項に沿った軌道に向けて方向転換する方法を明確に概説する期限付きの行動計画」（CDP）

- ✓ SBTiネットゼロ基準v2.0改定案では、目標審査から12か月以内に、気候移行計画の策定、公開を求める案あり

8割以上の企業で目標とセットで計画も立てられている。
CDPでは信頼できる気候移行計画の原則、要素を提示している。これらを満たしているかは要確認。

7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください



n = 1072
(総量目標回答企業数)

224社

総量目標あり企業のうち
SBTi認定目標あり

審査中 **41社**

7.53.2 排出の原単位目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください



n = 235
(原単位目標回答企業数)

17社

原単位目標あり企業の
うちSBTi認定目標あり

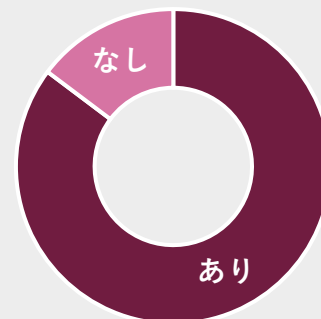
審査中 **3社**

7.53.1、7.53.2でSBTi認定目標ありと回答した企業のうち、5.2で気候移行計画ありと回答した企業
上：n=224(SBTi認定総量目標あり企業数)
下：n=17(SBTi認定原単位目標あり企業数)

▶5.2貴組織の戦略には気候移行計画が含まれていますか。

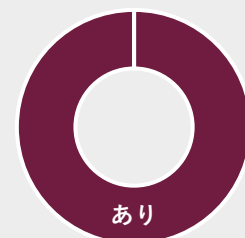
85%

SBTi認定目標あり企業のうち気候移行計画あり
(総量)



100%

SBTi認定目標あり企業のうち気候移行計画あり
(原単位)



03 総量削減目標の詳細（7.53.1） - 排出削減目標のベストプラクティス

I 排出削減目標のベストプラクティス：(SBTi認定目標 or SBTi水準目標) + 長期目標(ネットゼロ含む) + Scope3目標

	SBTiルート	CDPルート
Scope1,2目標		
組織範囲	SBTi認定目標あり	組織全体
カバー率 除外		排出量の95%以上をカバー 重大な除外がない
目標年		目標設定年から5～10年先の目標
進捗率	進捗率あり（0より大きい）	
野心度	1.5℃整合	年率4.2%削減
長期目標	SBTi認定ネットゼロ目標あり もしくは ネットゼロ目標あり、かつ、排出量の95%以上をカバーする、 目標設定年11年以上先の長期目標あり	ネットゼロ目標あり、かつ、排出量の95%以上をカバーする、 目標設定年から11年以上先の長期目標あり
Scope3目標		
Scope3目標	SBTi認定Scope3目標あり もしくは Scope3が総排出量の40%未満	Scope3が総排出量の40%以上の場合、Scope3の66% 以上をカバーするScope3目標あり

※CDPルートではリーダーシップレベル3点満点中2.75点が最大

03 総量削減目標の詳細 (7.53.1) - 野心度

目標の野心度は、SBTi認定取得企業では1.5℃水準75%、認定なし企業では4.2%/年以上は43%に留まる

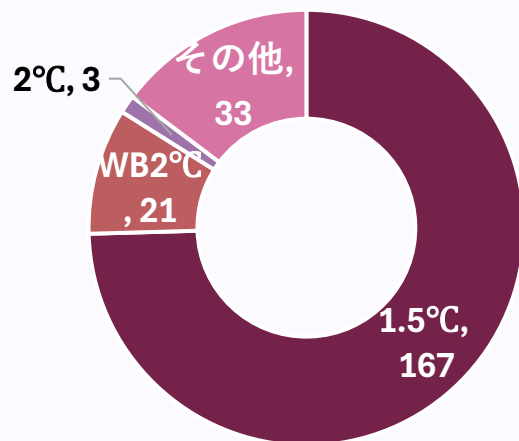
▶ 7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください

SBTiルート

SBTi認定あり企業
の
Scope1,2目標
野心度 1.5℃水準

75%

WB2℃ 9%、2℃ 1%



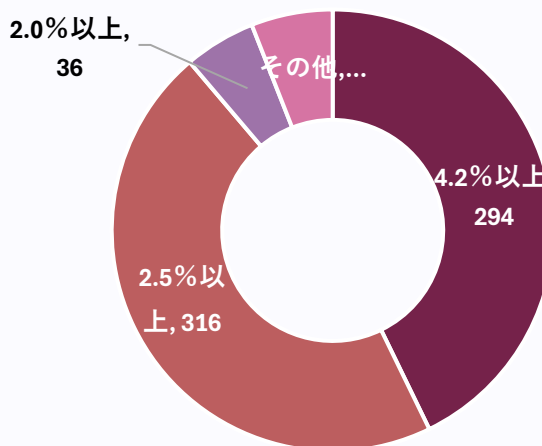
n = 224
(総量Scope1,2短期目標あり・SBTi認定あり企業数)

CDPルート

SBTi認定無し企業の
Scope1,2目標
野心度 4.2%/年以
上削減

43%

2.5%/年以上 46%、2.0%/年以上 5%



n = 687
(総量Scope1,2短期目標あり・SBTi認定なし企業数)

- SBTi認定済企業でもWB2℃水準、2℃水準のままの企業が若干残っている。
- SBTi認定無し企業では削減率2.5℃%/年企業が最も多く、野心度の引き上げが期待される。

03 総量削減目標の詳細（7.53.1） - 長期目標設定状況

■ ネットゼロ目標回答企業は56%、うちSBTiネットゼロ認定は49社(8%)、Scope1,2長期目標回答は42%に留まる

ネットゼロ目標

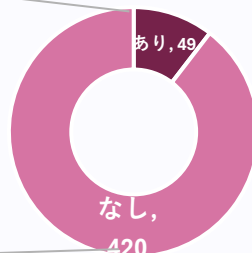
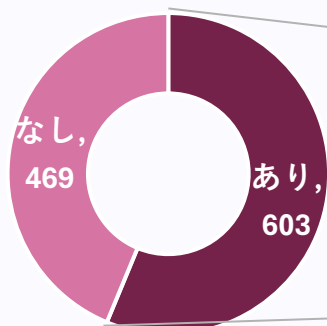
▶7.54.3 ネットゼロ目標の詳細を入力します

総量目標ありのうち
ネットゼロ目標あり
企業（7.54.3で
ネットゼロ目標詳細
を回答）

56%

ネットゼロ目
標ありのうち
SBTiネットゼ
ロ認定あり

8%
49社



7.53.1で総量目標ありと回答した企業のうち、
7.54.3でネットゼロ目標ありと回答した企業
n = 1072（総量目標回答企業数）

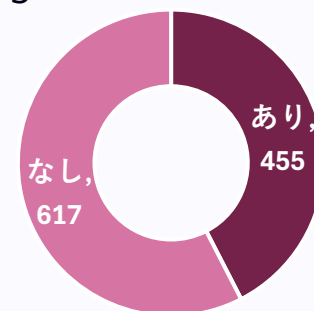
7.54.3でネットゼロ目標ありと回答し、
SBTiネットゼロ認定ありと回答した企業
n = 603（ネットゼロ目標あり企業数）

長期目標

▶7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況
の詳細を記入してください

総量目標ありのう
ちScope1,2関連
長期目標あり企業
（Scope1・2単独、
Scope1+2、
Scope1+2+3
複合）

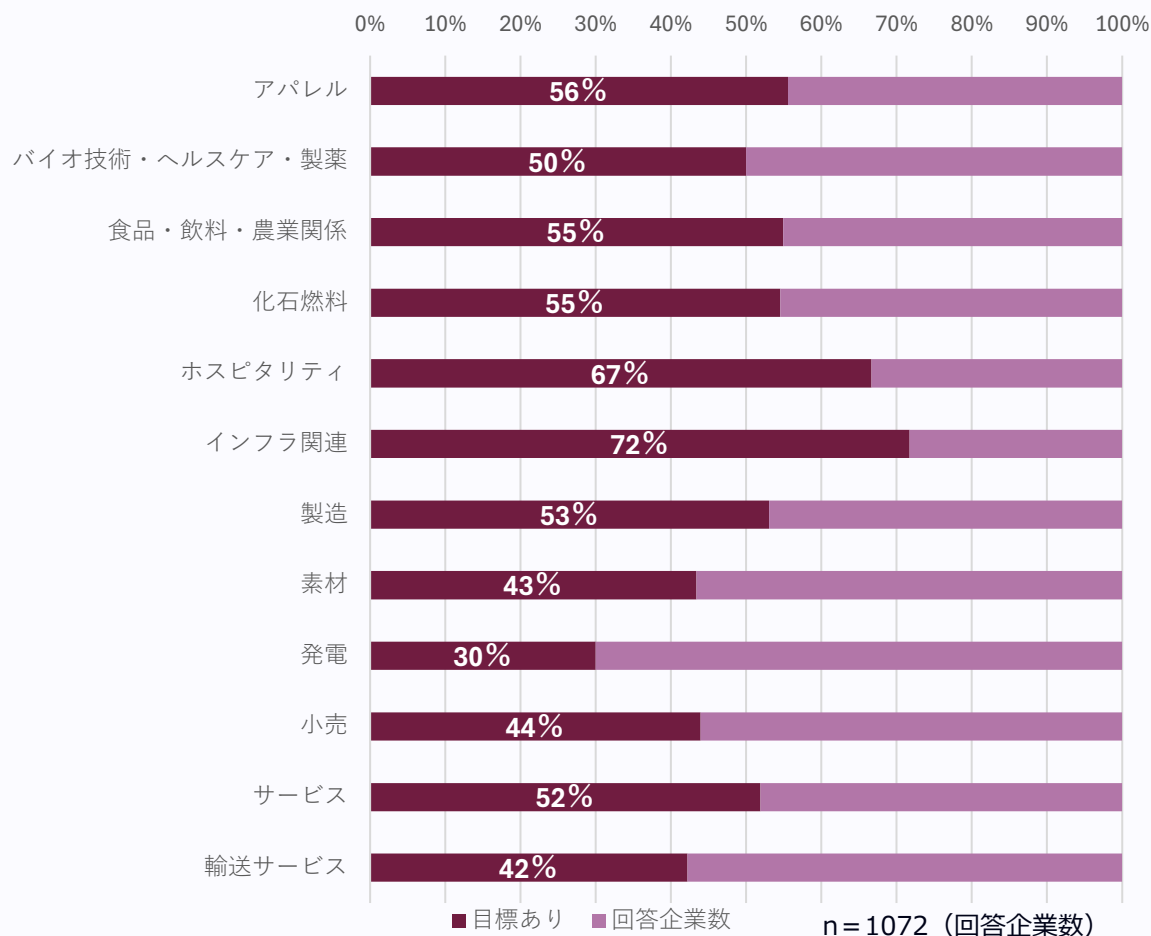
42%



n = 1072
（総量目標回答企業数）

03 総量削減目標の詳細（7.53.1） - Scope3目標設定状況

Scope1,2関連目標は全ての企業が設定。一方、Scope3関連目標は51%に留まる。



▶ 7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください

総量目標ありのうちScope3関連目標あり (Scope3単独、scope1+2+3複合)

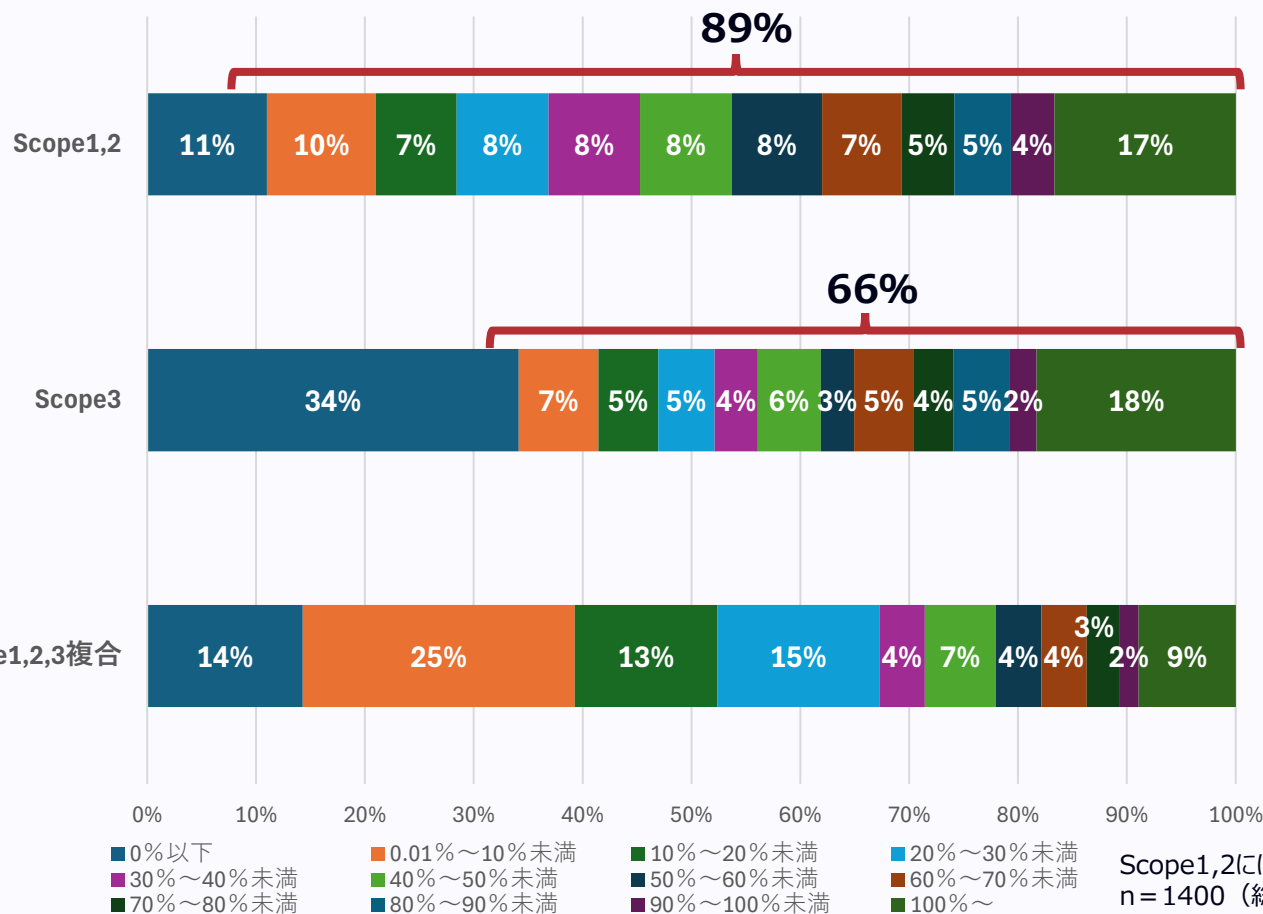
51%

- 総量目標を設定している企業の**全て**がScope1,2関連目標を設定
- Scope3目標は**約半数**が設定
- Scope3目標設定割合が高いのは、インフラ関連72%、ホスピタリティ67%、アパレル56%、食品・飲料・農業関係、化石燃料55%

03 総量削減目標の詳細（7.53.1） - 進捗状況

Scope1,2目標は89%が進捗あり。一方、Scope3目標は66%に留まる。

▶7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください



Scope1,2 :

- 進捗あり 89% (進捗0%以下 11%)
- 達成済(100%～) 17%
- 進捗率0.01%～10%未満、20%～30%未満、30%～40%未満、40%～50%未満、50%～60%未満が多い

Scope3 :

- 進捗あり 66% (進捗0%以下 34%)
- 達成済(100%～) 18%
- 進捗率0.01%～10%未満、40%～50%未満、10%～20%未満、20%～30%未満、60%～70%未満、80%～90%未満が多い

Scope1,2にはScope1、Scope2単独目標も含む
n = 1400 (総量目標回答数※複数回答あり)

03 総量削減目標の詳細（7.53.1） - 進捗状況

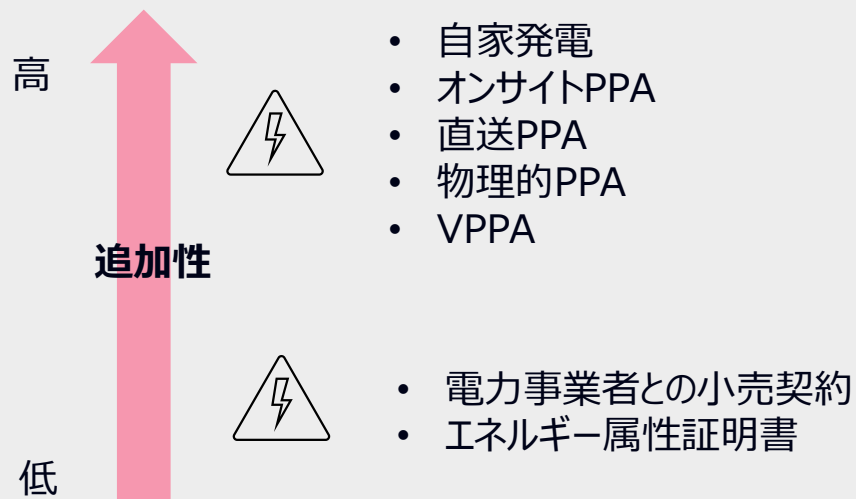
目標達成に最も貢献した排出削減活動例

▶7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください

Scope1,2削減活動の例

再エネ電力の導入

追加性の高い導入方法から優先的に検討



Scope3削減活動の例

サプライヤーエンゲージメント

サプライヤーへの働きかけを開始

情報収集	排出量データ、目標情報等の収集
キャパシティビルディング	トレーニング、サポート、ベストプラクティス等の提供
金銭的インセンティブ	表彰制度等
イノベーションとコラボレーション	共同開発、共同投資等

CDP2024 5.11.7「環境問題に対する貴社のサプライヤーの取り組みについて、さらに詳しくご記入ください」の選択肢から主なものを抜粋

04 ネットゼロ目標の詳細 (7.54.3)

I ネットゼロ目標のベストプラクティス

💡 ネットゼロ目標とは

- Scope1,2,3排出量をゼロ、または1.5℃シナリオまたはセクター経路において、グローバルまたはセクターレベルでネットゼロに到達することと整合する残留レベルまで削減
- ネットゼロ目標日における残留排出量と、目標達成後に大気中に放出されるGHG排出量を中和すること
(SBTiネットゼロ基準)

	ネットゼロ目標ベストプラクティス
Scope	Scope1,2,3
組織範囲	組織全体
目標年	2051年より前
短期目標	SBTi水準の目標あり
中和	必須
BVCM	推奨（任意）

▶ 7.54.3 ネットゼロ目標の詳細を記入してください

ネットゼロ目標回答企業 **646社**うちSBTi認定取得企業 **51社 8%**

ネットゼロ目標あり企業のうちScope1,2,3を範囲とする目標を設定している企業

41%

ネットゼロ目標あり企業のうち組織全体を範囲とする目標を設定している企業

90%

ネットゼロ目標あり企業のうち目標年が2051年以前の企業の割合

100%

n = 646 (ネットゼロ目標回答企業数)